

令和8年度 あわら市

償却資産（固定資産税）申告の手引き



◆申告書の提出・お問合せ先◆
〒919-0692
福井県あわら市市姫三丁目1番1号
あわら市役所 税務課 資産税グループ
電話番号（0776）73-8012（直通）

☆郵送によりご提出される方で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送を希望される場合は、必ず切手を貼りつけた返信用封筒を同封してください。

目次

I. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方	1
2. 提出していただく書類	1
3. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	1
4. 国税資料等の閲覧について	1
5. 実地調査のお願い	2
6. 申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！	2
7. 償却資産の種類と具体例	2
8. 申告書の記入例	
・償却資産申告書	3
・種類別明細書（増加資産・全資産用）	4
・種類別明細書（減少資産用）	5
・添付資料の例	6

II. 償却資産とは

1. 申告の対象となる資産	7
2. 申告の対象とならない資産	7
3. 業種別の主な償却資産	8
4. テナント等が取り付けた付帯設備の取扱いについて	9
5. 建物付属設備における家屋と償却資産の区分	9
家屋と償却資産の区分表	10
6. 償却資産の課税対象となる車両	11
7. 太陽光パネルの申告	12

III. 償却資産の評価と課税について

1. 償却資産の課税について	13
2. 償却資産の評価方法	13
3. 主な償却資産の耐用年数の例	14
4. 国税と固定資産税（償却資産）の比較	15
5. 固定資産税の軽減措置等	15
6. 免税点未満となる方の償却資産の簡易申告	16

あわら市ホームページ <http://www.city.awara.lg.jp>

ホーム > くらし・環境 > 税金・インターネット公売 > 固定資産税 > 償却資産に対する課税

もしくは

あわら市 償却資産

検索

I. 債却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場や住宅の貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、令和8年1月1日現在、あわら市内に債務資産を所有している方です。

- ◎ 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- ◎ ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについては、債務資産を所有している貸主（所有者）の方が申告してください。

2. 提出していただく書類

債務資産の申告方法には、1月1日（賦課期日）現在所有している全ての資産を申告していただく「全資産申告」と、前年中に増加又は減少した資産を申告していただく「増減申告」があります。

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	初めて申告される方	<u>全ての債務資産</u> を申告してください。	<ul style="list-style-type: none">・債務資産申告書・種類別明細書(増加資産・全資産用)
	電算処理方式により申告される方	上記に加え、 <u>全ての債務資産の評価額</u> を算出し、申告してください。	<p>※全資産を申告してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・債務資産申告書・種類別明細書(増加資産・全資産用)
増減申告	前年度までに申告されている方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に <u>増加又は減少した債務資産</u> を申告してください。	<ul style="list-style-type: none">・債務資産申告書・種類別明細書(増加資産・全資産用)(減少資産用)

※ 申告内容の確認のため、令和8年1月1日に最も近い債務額の計算に関する明細書（法人税法別表16(2)）又は減価償却費明細書、固定資産台帳等の取得価格・取得年月・数量・耐用年数が記載されている資料の写しの添付にご協力ください。（6ページ参照）

※ 申告書・種類別明細書等の記入方法につきましては、3～5ページをご覧ください。

※ 特例該当資産等がある場合は別途書類（特例申請書や必要書類）をご提出ください。

3. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及びあわら市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科せられるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金が徴収されます。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

4. 国税資料等の閲覧について

あわら市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、あわら市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め、個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

5. 実地調査のお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、決算書や帳簿類を閲覧させていただく実地調査を行う場合があります。調査の際には、ご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。

6. 申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

あわら市では、電子申告（eLTAX）による申告を受け付けています。

※ プレ申告データの送信は行っていません。（プレ申告データ：申告先の地方公共団体で作成した申告データの一部の項目があらかじめ設定されているデータ）

詳しい内容や手続きについては下記までお問合せください

◆お問い合わせ先◆

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話番号：0570-081459（繋がらない場合は03-6745-0720）

受付時間：9時～17時（土日祝・年末年始は除く）



7. 償却資産の種類と具体例

種類別の主な償却資産は次の表のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の名称
第1種	構築物	門、塀、看板などの広告設備、駐車場の舗装、煙突、庭園、外灯、その他土地に定着した設備等、家屋として課税されない建物（自転車置場、簡易プレハブ建物等）
第2種	機械及び装置	物品の製造、加工、修理等に使用する機械、検査・計測装置、土木建設機械（パワーショベル、ブルドーザー等）、医療装置、再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）等
第3種	船舶	客船、貨物船、漁船、モーターボート、貸ボート、釣船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」）、台車、荷車、構内運搬車等（自動車税、軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等、及びこれらに附属するカーナビゲーションシステム等は除く。）※詳しくは11ページ参照
第6種	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、テレビ、複写機、パソコン、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、測定工具、電話機、医療用機器等

償却資産申告書の記入例

印字してある箇所で、誤り又は修正したい事項がある場合は、赤線で消して正しい事項に訂正してください。

受付印

あわら市長殿

令和 8 年度

償却資産申告書

個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記入してください。
個人の方は、提出時にマイナンバーと身元の確認ができる書類を提示又は添付してください。
必要書類の例：マイナンバーカード、通知カード+免許証等）

号様式

1 住 所	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無	
所有者	4 事業種目 (資本金の金額)	印刷業 (15)百万円	9 増加償却の届出	有・無
	5 事業開始年月	昭和 63 年 10 月	10 非課税該当資産	有・無
	6 この申告に応答する者の氏名	TEL(0776-12-3456)	11 課税標準の特例	有・無
	7 税理士等の 氏名	あわら 太郎 TEL(0776-99-9999)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
			13 税務会計上の償却方法	定率法
			14 青色申告	有・無
			この申告に対し、直接応対される方の名前を記入してください。	
資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))
1 構築物	10,000,000	2,500,000	12,500,000	(二) 15 市(区)町村内 における事業所 ^② 等資産 ^③ の 税理士等が作成した場合は、その税理士等の 氏名・電話番号を記入してください。 ※この欄に記載がある場合、当方からの問い合わせ先はこちらとします。
2 機械及び装置	20,000,000	250,000	19,750,000	
3 船舶				
4 航空機				
5 車輛及び工具	1,250,000			
6 工具及び備品	1,000,000			
7 合計	31,250,000	250,000	30,000	16 借用資産 (有・無) あわらリース
	※ 資産の種類	※ 評価額 (示)	※ 決定期格 (～)	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
1 令和 7 年 1 月 2 日から令和 8 年 1 月 1 日までに減少し たものの合計を種類別に記 入してください。	2	200,000	2,700,000	18 備考(添付書類等) 以下の項目に該当する場合は記入してください。 □資産増減なし □申告対象資産なし □廃業・解散、転出等 平成・令和 年 月 日
4				
5 車輛及び工具 6 工具及び備品 7 合計				この項目に該当する場合は、□内に チェック☑を入れてください。 ※この欄に記入した場合は、その旨と日付 を記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 8 年度

所有者コード

第一十六号様式別表一

※		所 有 者 名		1 枚のうち	
		あわら 株式会社		1 枚目	
行番号	※ 資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 (年号) 年 月	取得年月 (年号) 年 月
資産の種類	※ 資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 (年号) 年 月	取得年月 (年号) 年 月
01 1		アスフルト舗装	1	5 6	5 3,000,000
02 1		受変電設備	1	5 6	10 4,500,000
03 2		デジタル印刷システム	1	4 31	8 7,300,000
04 2		印刷機	1	4 29	6 3,500,000
05			1	4	4
06			1	4	4
07			1	4	4
08			1	4	4
09		実際に資産を取得した年月を記入してください。	4		
10		3 : 昭和 4 : 平成 5 : 令和 です。	4		
11			4		
12			4		
13			4		
14			4		
15			4		
16			4		
17			4		
18			4		
19			4		
20			4		

小 計

(資産の種類欄には、下記の区分番号を記入してください。)		
番号	種類区分	番号 種類区分
1	構築物	4 航空機
2	機械及び装置	5 車両及び運搬工具
3	船舶	6 工具、器具及び備品

注意 1. 太わくの中だけ書いてください。(用紙が不足する場合はコピーしてください。)

2. 「年号」の欄は、3. 昭和 4. 平成 5. 令和となっています。

3. 「増加事由」の欄は、1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ、4. その他 のいずれかに○印をつけてください。

4. ※印欄は記入しないでください。ただし「資産コード」の欄は、独自に機械番号・管理番号をお持ちであれば、そのコードを記入してください。

種類別明細書（減少資産用）の記入例

種類別明細書(減少資產用)

合和 8 年度 所有者

※ 令和 8 年度 所有者 一二 類

注意

太わくの中だけ書いてください。(用紙が不足する場合、複数枚提出して下さい。)

「年号」の欄は、3. 昭和 4. 平成 5. 令和 などなっています。

1. 法人税申告書 別表16

※令和8年1月1日直近のものをご用意ください。
お手元になければ、担当の税理士や会計士などにお問い合わせのうえ、
ご提出ください。

2. 固定資産台帳

3. 育児申請書 (減価償却費の計算)

II. 償却資産とは

1. 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる資産は申告対象です。また、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- (1) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 遊休（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態）又は未稼働（既に完成しているが、未だ稼働していない状態）の資産
- (4) 借用資産（リース資産で、契約の内容が割賦販売と同等である資産）
- (5) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います）
- (6) 福利厚生のために用いる資産（社宅、宿舎、売店等にある償却資産）
- (7) 赤字決算のため、減価償却を行っていないが、本来償却が可能な資産
- (8) 使用可能な期間が1年未満、又は20万円未満の償却資産であっても、個別に償却している資産
- (9) 租税特別措置法による中小企業等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産

2. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
(例：小型農耕作業用自動車・小型フォークリフト等、判定基準は11ページ参照)
- (2) 無形固定資産（漁業権、特許権、実用新案権、OS以外のソフトウェア等）
- (3) 繰延資産
- (4) 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- (5) 取得価格が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (6) 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価格が20万円未満のもの

◆参考◆償却方法と取得価格による申告対象の一覧

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入 (必要経費)※	申告対象外			
3年一括償却		申告対象外		
リース資産 (ファイナンス・リース)		申告対象外		
中小企業特例		申告対象		
一般減価償却		申告対象		

※ 法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。

3. 業種別の主な償却資産

この表に記載がなくても事業用資産であれば申告が必要です。

業種	課税対象となる償却資産の例
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、自動販売機、LAN設備、内装・内部造作等（テナント借受人の場合） 看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、ブラインド・カーテン、駐車場設備、カーポート、舗装路面、太陽光発電設備 等
農 業	ビニールハウス、農業用器具（畳摺り機、乾燥機、温室管理装置、自動選別計量機） 農耕用作業車輌（軽自動車税・自動車税の対象外のもの） 等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、破石機、さく孔機、フォーク・リフト（軽自動車税の対象外のもの） 等
自動車整備業	旋盤、プレス、圧縮機、コンプレッサー、測定検査機器、溶接機、ホーニング、チェーンブロック、カーワッシャー、グラインダー、コンデンサー、リフト 等
金属製品組立加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、グラインダー、溶接機、クレーン、コンプレッサー、圧縮機、測定検査機器 等
旅 館	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品 等
娛 樂 業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備、接客用家具 等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、食器洗浄機、カラオケ機器 等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機または冷凍機付のものも含む）、日よけ 等
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫（室）、冷凍機、陳列ケース、肉切機、ひき肉機 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、赤外線灯、サインポール 等
医 療 業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等） 各種事務機器、待合室用椅子 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、給排水設備 等
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電設備、中央監視制御装置、屋内備付の電化製品、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備 等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置 等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク 等

4. テナント等が取り付けた付帯設備の取扱いについて

重要! あわら市では、平成16年4月1日以降に、「家屋の所有者以外の者（テナント）」が自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装・造作及びこれらに付帯する建築設備については、全てテナント等の所有する償却資産として取り扱います。テナント等の方が家屋に取り付けた内装・造作及び建築設備等については、テナント等の方が自らの償却資産として申告をしてください。

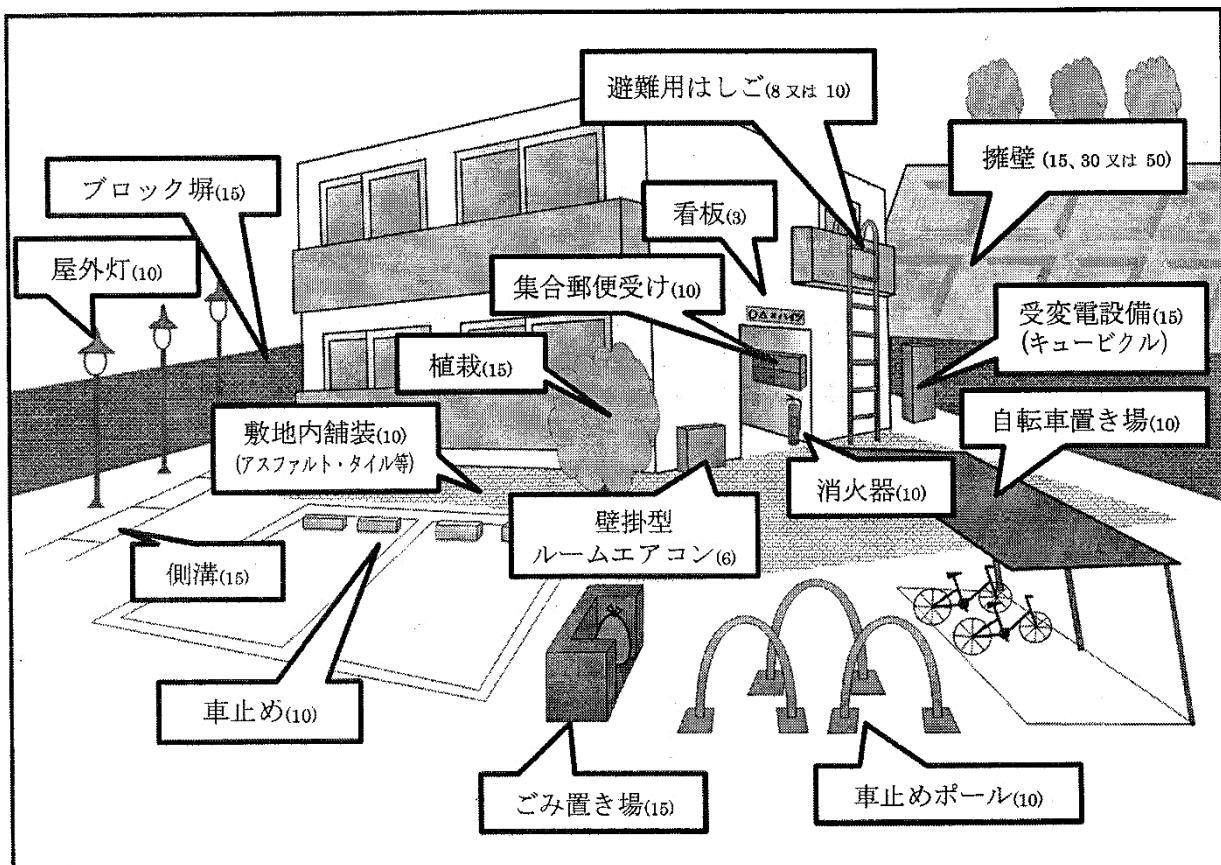
5. 建物付属設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、通常その目的に応じて、電気設備、給排水衛生設備、空調設備等の建築設備が取り付けられています。一般的にこれらの設備（建物付属設備）は家屋に含めて評価するのですが、なかにはその性質上、家屋に含めず、償却資産として取り扱われるものがあります。具体例は次ページをご覧ください。

◆参考◆賃貸住宅の主な償却資産

賃貸住宅の主な償却資産の例です。

※（ ）内は財務省令の標準的な耐用年数です。



◆家屋と償却資産の区分表◆

主な設備等を例示しますと次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	異なる場合
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	◎
電気設備	受変電設備	設備一式	◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	◎	◎
	中央監視設備	設備一式	◎	◎
	電灯コンセント設備、照明器具等	屋外設備一式	◎	◎
	電力引込設備	屋内設備一式	○	◎
	動力配線設備	引込工事	◎	◎
	上記以外の設備	特定の生産又は業務用設備	◎	◎
	電話設備	上記以外の設備	○	◎
	電話機、交換機等の機器	電話機、交換機等の機器	◎	◎
	配管・配線、端子盤等	配管・配線、端子盤等	○	◎
	LAN設備	設備一式	◎	◎
	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	◎	◎
	放送・拡声設備	配管・配線等	○	◎
	監視カメラ(ITV設備)	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器	◎	◎
	配管・配線等	配管・配線等	○	◎
給排水衛生設備	避雷設備	設備一式	○	◎
	火災報知設備	設備一式	○	◎
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	◎	◎
	屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)	◎	◎
	局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○	◎
空調設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	◎	◎
	屋内の配管等	屋内の配管等	○	◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○	◎
	消火設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○	◎
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	◎
その他の設備等	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備	◎	◎
	上記以外の設備	上記以外の設備	○	◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	◎	◎
	上記以外の設備	上記以外の設備	○	◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機	◎	◎
厨房設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○	◎
	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	◎	◎
	上記以外の設備	上記以外の設備	○	◎
その他の設備	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易問仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	◎	◎
	外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)	○

6. 償却資産の課税対象となる車両

下表に記載されている車両のうち、要件に当てはまるものは大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。ナンバー登録の有無に関わらず、全て申告してください。

一方、下表右の要件に全て該当しない場合は小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の対象となりますので、あわら市役所税務課にて手続きを行ってください。

〈道路運送車両法施行規則第2条別表第1より〉

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に <u>1つでも該当する場合</u> 、大型特殊自動車です。 ① 最高速度 <u>15km/h</u> を超える ② 長さが <u>4.7m</u> を超える ③ 幅が <u>1.7m</u> を超える ④ 高さが <u>2.8m</u> を超える
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が <u>35km/h</u> 以上の場合は大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車です。

◆参考◆大型特殊自動車の「分類番号」

大型特殊自動車でナンバー登録している場合の「分類番号」は次のとおりです。

- 建設機械に該当するもの：「0」、「00～09」、「000～099」
- 建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」

※この番号が分類番号です



【農業用のアタッチメントについて】

小型の農耕作業用自動車に取り付けて使用するアタッチメントは、自動車本体と一体となって使用され、軽自動車の一部であると考えられることから、小型農耕作業用自動車とアタッチメントの所有者が同一の場合は、償却資産の申告は必要ありません。なお、大型特殊自動車のアタッチメントは申告が必要です。

農耕作業用自動車 (小型特殊自動車)	アタッチメントの申告
自己所有	不要
自己所有以外 (借用等)	必要



7. 太陽光パネルの申告

あわら市内で事業用として使用されている太陽光パネルは、「償却資産」として毎年1月31日までに申告が必要です。また、個人の住宅に設置している場合でも 10kw 以上の設備の場合は事業用の設備となります。そのため、毎年固定資産税の償却資産申告が必要となります。

(1) 儻却資産として申告が必要となる太陽光発電設備について

(課税対象となる設置者・発電量別の区分)

設置者	余剰売電・全量売電 (10kw 以上)	余剰売電 (10kw 未満)
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外
個人（事業用）		課税対象
法人		課税対象

(2) 太陽光発電設備の課税の区分について ((1) で課税対象となる場合)

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備			
	太陽光パネル	架台	接続ユニット 表示ユニット	電力量計等 パワーコンディショナー
家屋に一体の建材（屋根材等）として設置	家屋として課税			償却資産
架台に乗せて屋根に設置				償却資産
屋根以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物等）に設置				償却資産

架台に乗せて建物に設置又は地上に設置した場合は、償却資産の申告が必要です。

申告には、上記の設備の他に工事費等の設置費用も申告が必要です。

III. 債却資産の評価と課税について

1. 債却資産の課税について

(1) 賦課期日

毎年1月1日であり、その年の途中に機械等を滅失してもその年度は課税されます。

(2) 免税点

課税標準の合計額（課税標準額）が150万円未満の場合は課税されません。ただし、免税点未満となる場合でも申告は必要です。

※ 一般申告方式の免税点未満の方に対し、往復はがきを用いた申告制度を導入しております。詳細は16ページをご覧ください。

(3) 税額

課税標準額(1,000円未満切り捨て)に、税率1.4/100を乗じた額(100円未満切り捨て)が税額となります。

(4) 納期

1期・2期・3期・4期の4回に分け、土地・家屋と合算して納めていただきます。

(5) 課税台帳の閲覧

自己の資産が記載された固定資産課税台帳をいつでも閲覧することができます。

2. 債却資産の評価方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品ごとに次の計算式により算出します。

◆評価額の算出方法◆

(r = 減価率)

前年中に取得した資産		前年前に取得した資産	
評価額 = 取得価額 × (1 - $r/2$)		評価額 = 前年度評価額 × (1 - r)	

以後、毎年この方法により計算し、算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

参考：減価残存率表（「固定資産評価基準」別表第15 減価率）

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 (1 - $r/2$)	前年前取得 (1 - r)			前年中取得 (1 - $r/2$)	前年前取得 (1 - r)			前年中取得 (1 - $r/2$)	前年前取得 (1 - r)
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955

3. 主な償却資産の耐用年数の例

(「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第1、2より抜粋)

さらに詳しくお知りになりたい方は、同省令をご参照ください。

資産の種類	細目	耐用年数	資産の種類	細目	耐用年数
建物	物置(簡易なもの)・ゴミ置き場	7	事務通信機器	電子計算機	
	可動間仕切り			パソコン(サーバ用は除く)	4
	簡易なもの	3		その他のもの	5
	その他	15		複写機、計算機、レジスター、ファクシミリ、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5
	広告用			電話設備その他の通信機器	
	金属造のもの	20		デジタル構内交換設備	6
	その他のもの	10		その他のもの	10
	工場緑化施設	7		看板、ネオンサイン及び気球	3
	その他のもの緑化施設及び庭園	20		看板広告	
	舗装路面			その他のもの	
構築物	コンクリート敷、ブロック敷	15		主として金属製のもの	10
	アスファルト敷	10		その他のもの	5
	農林業用のもの			金庫	
	主として金属製のもの	14		手さげ金庫	5
	その他のもの	8		その他のもの	20
	食料品製造業用設備	10		理容美容機器	
	自動車整備業用設備	15		理・美容いす、洗髪設備、ドライヤー、タオル蒸器、その他のもの	5
	農業用設備	7		消毒殺菌用機器	4
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13		手術機器	5
	宿泊業用設備	10		調剤機器	6
機械及び装置	電気機械器具製造業用設備	7		歯科診療用ユニット	7
	太陽光発電設備	17		レントゲン、その他電子装置使用機器	
	事務机・いす・キャビネット			移動式のもの	4
	主として金属製のもの	15		その他のもの	6
	その他のもの	8		前掲以外のもの	
	陳列棚、陳列ケース			漁具	3
	冷凍機又は冷凍機付きのもの	6		自動販売機	5
工具・器具・備品	その他のもの	8		除雪機	10
	冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、ガス機器、その他類似の電気機器	6			

4. 国税と固定資産税（償却資産）の比較

主な取扱いの比較は、次の表のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税法)	地方税の取扱い (固定資産税)
償却資産の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定額法と定率法の選択	評価基準上の定率法 (国税上の旧定率法)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	適用あり	適用なし
圧縮記帳	適用あり	適用なし
増加償却	適用あり	適用あり
評価額の最低限度	1円（備忘価格）	取得価格の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価
中小企業者の小額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	適用あり	金額に係わらず適用なし

※ 債却資産申告では圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、圧縮前の取得価額を記入してください。

※ 増加償却の適用を行っている資産を所有されている場合は、税務署長に提出した「増加償却の届出書」の写しを申告書に添付してください。

5. 固定資産税の軽減措置等

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

課税標準の特例の対象となる償却資産の例 ※特例率は、課税標準額にかける数値です。

適用条項	設備の種類	適用期間	特例率
地方税法 附則 第15条	第2項第1号 公共の危害防止施設等（汚水又は廃液処理施設）	期限なし	1/2
	第2項第2号 公共の危害防止施設等（ごみ処理施設）	期限なし	1/2
	第25項 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）	取得後3年間	※条件による
	第43項 先端設備等（本市の認定を受けているもの） →賃上げの表明有り（1.5%以上） ※令和7年4月1日～令和9年3月31日までに取得した設備 →賃上げの表明有り（3.0%以上） ※令和7年4月1日～令和9年3月31日の間に取得した設備	取得後3年間 取得後5年間	1/2 1/4

※先端設備特例…令和7年度税制改正により、先端設備等導入計画で賃上げ表明を行うことにより、より有利な特例率・期間が適用される税制に変更されました。
詳細に関してはあわら市のHPをご参照ください。

(2) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が課税されません。

(3) 過疎地域における課税免除について

農林水産物販売業、製造業、旅館業及び情報サービス業の青色申告事業者で一定額以上の特別償却資産を取得した場合、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「あわら市過疎地域の持続的発展に係る固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、固定資産税の課税免除を受けることができます。

(4) 提出書類

1. (1)の場合：特例適用申告書 (2)の場合：非課税申告書 (3)の場合：課税免除申告書
2. 該当資産であることを証明する資料（各種申請書・届出書・許可証等の写し・仕様書・設計図・処理工程図・所在図等）



6. 免税点未満となる方の償却資産の簡易申告

一般申告方式で既に課税台帳に登録されている方のうち、前年度の申告内容で免税点未満（償却資産に係る課税標準額の合計が150万円未満）となる場合は、原則として申告書に替えて往復はがきを用いた簡易申告とさせていただきます。

(1) 簡易申告はがきの申告方法

該当する項目の数字を円で囲んで、折り目に沿って切り取り、はがきに記載された期限までにご返送ください。

【記入手順】

1. 資産の増減がある場合や氏名・住所の変更、課税台帳に登録された資産の確認などで申告書が必要な場合
→ 「1 資産増減あり・増減の見込みあり」を選択してください。
2. 資産の増減がない場合
→ 「2 増減なし」を選択してください。
3. 廃業や解散、市内事業所の閉鎖などで申告すべき資産がなくなった場合
→ 「3 廃業・解散等、申告すべき資産がなくなった」を選択し、資産がなくなった年月日を記入してください。

※ 申告書又は簡易申告のいずれの方法によっても法定の期限までに申告がなかった場合は、前年内に資産の増減がなかったとみなして翌年度の価格を決定させていただくことがあります。

